

## **[事案 29-108] 手術給付金支払請求**

・平成 29 年 11 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明より手術給付金額が少額であったこと等を不服として、募集人の説明どおりの手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 9 年 2 月に契約した終身保険について、腹腔鏡下の悪性腫瘍手術（手術①）、腹腔鏡下胆のう摘出術（手術②）を受けたので、手術保障特約にもとづく手術給付金を請求したところ 20 万円が支払われた。以下の理由から、手術給付金 100 万円との差額 80 万円を支払ってほしい。

- (1) 設計書の記載や、契約時の募集人の口頭説明では、手術給付金は 100 万円が支払われると  
のことであり、給付金額が 5～20 万円であるとは聞いていない。特約更新試算書やパンフ  
レットにも、手術給付金は 100 万円であると記載されている。
- (2) 手術後、保険会社の営業所に電話で給付金について問い合わせた際、対応した職員から給  
付金 100 万円が支払われると説明された。

### **<保険会社の主張>**

以下のとおり、約款規定上、手術①および②による手術給付金は 20 万円であり、職員によ  
る誤った説明もなかったため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術保障特約の規定上、手術①は基準額の 2 割、手術②は基準額の 1 割の給付金額である  
が、約款規定ではどちらか多い方のみとされているので、手術給付金は 20 万円である。
- (2) 契約時、募集人は、設計書を用いて、給付金は 100 万円を基準として 5～20 万円の範囲内  
で支払われると説明した。
- (3) 手術後に申立人から給付金について問い合わせがあった際、対応した職員が給付金につい  
て誤った説明をした事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時以降の状況を把握  
するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の主張する金額での手術給付金の支払いは認められず、その他保険  
会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判  
断して、手続を終了した。